

薬生食輸発0604第1号  
令和3年6月4日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(アルゼンチン産いんげん豆のアフラトキシン、ベトナム産シソクサのイソプロ  
チオラン、トリシクラゾール及びルフェヌロン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：  
令和3年5月27日付け薬生食輸発0527第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、アルゼンチン産いんげん豆からア  
フラトキシン並びにベトナム産シソクサからイソプロチオラン、トリシクラゾ  
ール及びルフェヌロンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改  
正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産シソクサのイソプロチオラン、トリシクラゾール及びルフェ  
ヌロンについては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、  
行政検査にて対応することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途  
連絡することとする。

## 記

### 1. 別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アルゼンチン	いんげん豆	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を追加し、

2. 別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
シソクサ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	—	イソプロチオラン トリシクラゾール ルフェヌロン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるイソプロチオラン、基準値（0.01ppm）を超えるトリシクラゾール及び基準値（0.01ppm）を超えるルフェヌロンが検出されるおそれがあるため。

を追加する。